

第二十二回
国会

参議院文教委員会會議録第二十五号

昭和三十年七月二十七日(水曜日)午後
二時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 雨森 常夫君
吉田 萬次君
荒木正三郎君

委員

大谷 肇潤君
川口爲之助君
堀 末治君
加賀山之雄君
安部キ子君
村尾 重雄君
松原 一彦君
衆議院議員
赤城 宗徳君
内務大臣 松村 謙三君
政府委員
文部大臣 寺本 廣作君
文部事務次官 田中 彰君
文部省管理局長 小林 行雄君
文部省管理局長 小行 雄君
常任委員 工樂 英司君
会専門員

改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(笹森順造君) ただいまより
文教委員会を開きます。

木村守江君から都合により理事を辞
任したい旨の申し出がありました。が、
これを許可することに御異議ございま
せんか。

○委員長(笹森順造君) 御異議なけれ
ばさよう決定いたしました。つきまし
ては、直ちに補欠互選を行いたいと存
じます。互選の方法は成規の手続を省
略して、便宜上その指名を委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議ご
ざいませんか。

○委員長(笹森順造君) 御異議ないと
認めます。それでは私より雨森常夫君
を理事に指名いたします。

○委員長(笹森順造君) 次に危険校舎
改築促進臨時措置法の一部を改正する
法律案を議題といたします。質疑のあ
る方は順次御発言を願います。

○吉田萬次君 危険校舎改築の年次計
画と、それから本年度予算の実施の坪
数の関係、義務教育の方とそれから
高等学校との別に一応御説明願いた
いと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 危険校舎の
坪数は、大體義務制の方で小中学校分
が百万坪程度と現在踏んでおります。
それから高等学校分は大體二十万坪程
度というふうに考えておるのでござい

ますが、本年度の予算で参りますと、
義務制の予算は修正後の数字でござい
ますが、二十億一千八百万円、これで
大體二十万坪程度の危険校舎の改築が
できる予定でございします。従つて義務
制につきましては、この昭和三十年
度を含めまして現在程度の予算が年々確
保されるというところでございします。す
ば、五カ年で一応現在あります危険校
舎は解消されるものと考えておりま
す。また高等学校の方は修正後の予算
で一億五千万円でございます。これで
大體一万坪程度の危険校舎の改築がで
きるという予定でございします。ただ高
等学校につきましては、本年度初めて
予算がとれたわけでございします。こ
れはきわめて数字から申せば微々たる
数字でございまして、従つて具体的な
年次計画というほどのものがまだでき
上つておらないのでございします。一応
この一万坪の改築というところでや
すれば、二十年近くの相当長い期間を
要するわけでございしますが、これは危
険校舎の改築ということに必ずしも相
当しないというふうに考えまして、文
部省としては今後年度以降におきま
して、高等学校についてはできるだけ
予算を増額しまして、高等学校分につ
いての危険校舎の改築の促進をはかり
たい、こういうふうに考えておりま
す。

○吉田萬次君 危険校舎は年々累増し
て行くものであります。この累増分
については年次計画でどんなふうに見
込まれましたか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のよ
うに、その年度々々によりまして、た
とえば災害が多いような年度におきま
して危険校舎の、いわゆる危険度の進
行というのは高くなつて参ります。文
部省として一応非常なラフな推定で
ございしますが、年間大體二〇程度のも
のは危険度が進行して行くものという
ふうに考えておるのでございしますが、し
かしこれも非常にラフなものでござい
まして、その年度によつて、あるいは
この数字もパーセンテージも変わつて
来るというふうに考えております。危険
度の進行によりまして、将来またい
ゆる危険校舎になつて来るというもの
もあるわけでございまして、そういう
ものは後年度に、もちろん国庫補助
の對象としまして、改築の補助を行
うというふうに考えております。

○吉田萬次君 高等学校の危険校舎で
すが、この危険校舎は特に危険の度
が激しいものがたくさんあると思ひ
ます。これを何年後というふうな
そういう余裕のあるような考え方
果してこの目的を達成することができ
るかどうですか。

○政府委員(小林行雄君) お話の通り
に、高等学校は本年初めてでございま
して、義務教育制の学校は二十八年か
らこの危険校舎の改築をやつておりま
す。関係から、小中学校と高等学校を比
較いたしました場合に、高等学校の方
に危険度の高いものが相当あるとい
ふふうに予想されるわけでござい
ます。

○政府委員(小林行雄君) 危険校舎の
改築に当たりましては、大體義務制につ
いても同様の原則でございします。け
れども、危険度の高いものから順次改築を
やつて行く、そういうふうな文部省と
しては指導をいたしております。従つ
て危険の度合いの激しいものからだ
んと解消して行くものと考えてお
るわけでございします。ただその場合に
いゆる耐用年度、経過年数だけが問題
になるのはございしませんので、経過
年数は比較的少くとも、いろいろな条
件から危険度は激しいというものがあ

ますと、ただいまお話のございました
ように、そうそう長期間、長い期間を
もつてこれを改築するということでは
は、その趣旨に合いませんので、ま
義務制と並んでできるだけ早く改築を
促進したいと考えております。

○吉田萬次君 非常に危険度の強いも
のがたくさん高等学校にありますが、
しかも地方の財源というものは今日枯
渇しておつて、これに対する方策を講
ずるということは容易なことではない
と思ひます。そこで耐用年度というよ
うなものから考えまして、これは至
急改築してやらなければならぬのがた
くさんある。しかしながらこれを放
つておきますということになつたら、私
は将来困る事態が来るだろうと思ひ
ますが、ここ少くとも二、三年のうちに
これを何とかするようには予算を計上し
て、そして解消し得る方法が講ぜら
れるかどうか、またその意思があるか
どうか、承りたい。

り得るわけでございます。耐用年度ももちろん一つの条件ではございますけれども、総体的な危険度というものを標準にして解消することに努めたいと思つております。また解消に当りましては、先ほど来申し上げました通り、文部省としてはこの高等学校について、文部省としましては、義務制と並行して、義務制の方は大体今後三十年を含めて五カ年間ということをやっておりますが、高等学校においても、これより長くならないような年度計画を立てまして、できるだけ早く解消するように努めたい、こういうふうに考えております。

○吉田萬次君 それから公立の幼稚園の危険校舎ですが、この実態というものはどんなふうになっておりますか。
○政府委員(小林行雄君) 公立の、市町村立の幼稚園は大体全国で坪数から申しますと十四万坪ばかりある。調査上そういう数字になっております。大抵そのうちのまあ報告によりまして一万五千坪程度がいわゆる危険校舎に相当するといふようになっております。大体九割程度のものが相当して居るのじゃないかというふうな考えられます。ただ幼稚園、もちろん教育上から申しまして義務制あるいは幼稚園、高等学校、そういったものについて特に教育上価値の差があるというふうには考えられませんが、しかし義務制が最も基礎的な教育でございますので、義務制を第一に取り上げる。またそれに続く高等学校というものを本年度から予算措置をして、危険校舎を解消するといふことにいたしましたのでございますが、幼稚園の問題につきましては、今後の問題として研究すること

にいたしたいと思つております。
○吉田萬次君 最後に今度町村合併が行われましたが、この町村合併に伴つて、危険校舎などに対する合併条件として相当たくさんものを持ち出されておるのにも思ひます。従つてこれに対する補助なりあるいは何とか特別な措置をしてやらなければならぬと思ひます。また起債という方面においても相当考慮してやらなければならぬと思ひますが、これに対する当局の考えはどうであるか。
○政府委員(小林行雄君) 町村合併が国の大きな政策として最近急速に実施されて参りました。この町村合併に伴う学校の統合あるいは校舎の改築というふうなことも当然だんだんあるやうに承つております。この校舎の改築が町村合併の条件になっておるやうなところもあるやうでございますが、まあ文部省といたしましては従来より一統合併関係のものにつきましては優先的に取り扱うといふことで補助の対象にして参つたのでございますが、しかしその場合にもいろいろ従来の学校において補助を受けたといふやうな関係あるいは保有坪数の関係等もございまして、なかなか統合の条件に合うやうな改築ができていくかというのでござい

ます。今後の問題といたしましてはこの統合に伴う校舎の統合あるいは改築といふものにつきましては何とか新しい基準を作つて、その基準によつて補助を行うやうにして統合に協力するといふ態度をはつきり打ち立てて参りたいというところで新しい基準を研究することにしたしております。
○吉田萬次君 そうすると、この統合に關しての考え方というものは別に新

しく考えらるゝとおっしゃつたと解釈してよろしいですか。
○政府委員(小林行雄君) 将来の問題としてできるだけこの統合の場合には他の場合に比べて有利な措置ができるやうに新しい基準を今後研究したい、そういうふうな考えでおります。
○吉田萬次君 ただいまの起債の問題については御答弁がございせんでした。起債の方面に対してはどういう考慮を払つていただけますか。
○政府委員(小林行雄君) 御承知のやうに起債は自治庁の所管でやつておられるのでございますが、もちろんこの町村合併は地方自治行政上きつめて重要なことでありますので、こういう町村合併に伴う統合あるいは改築といふやうなものにつきましては起債の面で極力優遇をせらうやうに十分自治庁方面とも連絡をいたしたいと思ひます。

○安部千ミ子君 文部省にお尋ねします。ただいまあなたのおっしゃいました小学校中学校が建ちますと、高等学校が二十万坪の危険校舎の見積りだとおっしゃいますが、この認定はどういう基準でしておいでになるのでしょうか。
○政府委員(小林行雄君) 御承知のやうに危険校舎の関係につきましては危険校舎改築促進臨時措置法がござい

ます。この法律上危険な状態を認定しますのにその判定基準として政令で細かい規定がありまして、この施行規則に耐力度調査表というその耐力度を調査する表が規定されておるのでござい

ます。その表に従つて各校舎を調査いたしまして、それを各校舎の耐力度を点数に換算して、その点数によって危険度を判定する、こういうことにいたしております。
○安部千ミ子君 文部省の百二十万という数字と、それから日教組あたりあるいはそのほかのそういう関係から出ている数字とちよつと食い違つて居るやうに思ひますが、どういふところが食い違つておるのでしょうか。
○政府委員(小林行雄君) ただいま申し上げましたやうな高等学校二十万坪、義務制百二十万坪という数字は別に各市町村から府県を通じて集めた数字でございまして、文部省の方で適宜にこれを圧縮するといふやうなことは全然やつておりません。今お話のございました日教組の数字といふものについては私どもの方では、はつきり承知いたしておりません。
○安部千ミ子君 そうすると文部省の発表になつておるこの数字には確信が持てる、責任が持てるといふことになつておりますね。
○政府委員(小林行雄君) 現在実施いたしました耐力度調査によればこういう数字でございまして、今後危険度が進行するといふ場合に多少のこの数字の増加といふことは考えられますけれども、さしたつてこの数字は相当正確なものだと考えます。

○安部千ミ子君 それではそれを一応了解するといひまして、今のこの予算は木造建築の予算でございしょうか。
○政府委員(小林行雄君) この危険校舎改築費の二十一億六千八百万円、高等学校と小中学校と合せた分でございますが、これは御承知かと思ひますが、一部分鉄筋あるいは鉄骨で改築することを認められる予算でござい

ます。大体全体の予算のワツのうち八五%が木造、それから一五%が鉄筋、こういうふうな比率になつておるのでございまして。
○安部千ミ子君 その比率でいきますと、今この学校でも問題が起つて居るのは敷地が大へん少いといふことな

中には、最近ブロック建築なんというものはだいぶ発達してきましたね、ごく両三年の間。このブロック建築なんかのものは鉄骨の中に入れております

か、どっちへ入れておりますか。

○政府委員(小林行雄君) 一応鉄筋のワタの中の方に入っております。
○加賀山之雄君 一つだけ伺いたいのですが、二十万坪、二十億ちょっとというのは、普通の建築のあれからいって、これは今までの実績からこのくらいでできるという計算になっておりますか。

○政府委員(小林行雄君) この千算の単価から申しますと、木造が大体二万七千円、それから鉄筋は五万五千円、こういう単価でございまして、従来危険校舎の改築をいたしました実績から申しましても、大体その範囲でございまして、おさまつておるようでございます。

○堀末治君 ちよつと最後に、これはごくけちなことですが、修正の中に「ろう」というかなで書いたやつを本字の「郎」に直してありますね。どういふのでこの修正をなさるのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは法制局の方の御意見でございふうになつておるのでございますが、たとえば上の方からの続きで何々したろうとかいふふうに読み誤まり、読まれやすいような場合には漢字を、制限漢字であつても漢字を書くというふうに法律の方の作り方を改められたように承わつておるのでございます。上の方から文章が続いてくる場合には、読み誤まりやすいという場合には、読み誤らういふ方式をとるといふふうに改められたように聞いておるのでございます。

○堀末治君 そうするとその漢字制限をやつたにもかかわらず、今度は法律だけこのいふふうにするというのは、そこらに大きい矛盾ができるのではないかと、私は大抵言へば賛成なんでしょうが、そうなんと言いたんじやない。本字を書いたわれわれは初めてわかるが、今の漢字制限で教育を受けた者ならこれはわかるかわからないが、私は非常に大きい疑問を持つてゐる、しかしそのいふところへ持つていって、とにかく漢字制限というものをはつきりきめておいて、そうして学校で教えないようなことを法律だけでこれにはつきりきめて置くということには、そこに大きな矛盾が出るんじゃないですか。

○政府委員(小林行雄君) 制限漢字を用いる場合にも、従つてそのわけにかな書きがあるわけでございます、ふりがながあるわけでございます、従つてたとえこの弊なら弊という字を学校でそのために教えるなければならんといふふうには考えるわけではございません。ただ上との続き工合の関係から、読み誤まれるようなおそれのある場合だけに限定されてそういうふうな、漢文をさように改めるといふことであつたようであります。

○堀末治君 そうすると、制限漢字以外の漢字を使うときには、法律には必ず横にふりがなをつけておくといふことの方針にきまつたのであります。○政府委員(小林行雄君) 大体そういうふうになつたように承わつております。

○委員長(佐藤順造君) 質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
○委員(佐藤順造君) 御異議ないと認めます。ちよつと凍結をとめて下さい。

い。
【速記中止】
○委員長(佐藤順造君) 速記を始めて下さい。
これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○堀末治君 私は自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、別項の、あとで申し上げますが、決議を對して本案に賛成いたしたいと存じます。

本案はちよつと私も自由党の時代にこの法案を作つたのであります。危険校舎の事情はあらためて私が申し上げるまでもなくすでに皆様御承知の通りであります。幸いに当政府におきましても相當の予算を付して、こういうような修正を加えてお出し下さいましたことは、私も心から賛成するものであります。つきましては、ここにこういう決議を付して本案を成立させていたいただきたい、かように存するのであります。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案に関する付帯決議(案)
本委員会は危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案について次の付帯決議を付して賛成する。
一、公立学校危険校舎の事態は、年と共に累増する現状に鑑み、早急にその解消を図るため、大巾に予算増額の措置を講ずること。
二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する

予算措置にあつたのは、現在の比率を大巾に引き上げること。
三、町村合併の条件となつた危険校舎の改築等を含む公立学校施設の統合整備建築に對しては、地方財政の合理的節約及び学校規模適正化等の見地から、同庫補助及び起債等につき所要の特別措置を緊急に講ずること。
四、公立幼稚園の危険校舎の事態に鑑み、速やかに之を解消を図るため、同庫補助の對象となる方途を講ずること。
以上であります。

○委員長(佐藤順造君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
○委員(佐藤順造君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。
【賛成者挙手】
○委員長(佐藤順造君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもちつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたしと存じますが、御異議ございませんか。
○委員(佐藤順造君) 御異議ないと

認めます。よつてさよう決定いたします。
それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名願います。
多数意見者署名
吉田 萬次 雨森 常夫
大谷 整淵 川口爲之助
堀 末治 加賀山之雄
安部キミ子 村尾 重雄
松原 一彦

○委員長(佐藤順造君) 次に討論中堀委員から提出されました付帯決議案を議題といたします。堀委員の提出の付帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
【賛成者挙手】
○委員長(佐藤順造君) 全会一致であります。よつて堀委員提出の付帯決議案を付することに決定いたしました。

○委員長(佐藤順造君) 次に私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題にいたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀末治君 きょう出席した提案者の赤城さんから提案理由の説明を承わつたんですが、なかなかどうも提案理由の説明をちよつと読んでみてもよくわからないのですが、もし何なら事務当局の方からわれわれにわかりやすいように、一つもう一ぺん御説明を願えませんでしょうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) まことにむずかしくて申しわけなかったのですが、私で足りませんならば、もう一度御

説明申し上げます。

お手元に提案理由の説明要旨をお配りしてあると思うのでございますが、簡略にまとめましたもので御説明申し上げたいと思います。

第一は本法制度当時の第十六回の特別国会、そのときに補助率を上げる、こういうふうな委員会の決議にもなっておりますので、それを尊重いたしたということでございます。

第二は厚生年金保険法の国の補助率が、第十九国会においては百分の十から百分の十五まで引き上げられましたので、厚生年金保険法が母法である、それから分れた私立学校共済組合員法でありますので、本法の方の厚生年金保険法の国庫補助率が百分の十から百分の十五に上げたからして、これと均衡をとる意味において百分の十の補助を百分の十五に上げたいということが第二の理由でございます。

第三は厚生年金保険の被保険者であった期間が、私立学校教職員共済組合の給付事由が生じたときは、厚生年金保険に入っておった期間を合算されることになっておりますが、兩者の間に給付条件とかその内容とかが違っておりまして、なお昭和二十九年の第十九国会で厚生年金法の改正によって今まで政令で定められておりますが、厚生年金保険の被保険者であった当時納入した掛金は掛捨てとなり、これが約五億円以上になると思ふのであります。そういう事情もありまして、その不足費用を補てんしてやるというふうな意味でも補助率を上げたい、こういうのが第三の理由であります。

第四であります、第四は、この非常にむずかしい計算から出ているようでありまして、長期給付の貯蓄率という率がありまして、その財源率の算定の基礎になりますものは、掛金と国庫の補助と、それから蓄積した資金の予定利率と、こういう三つのものから財源率の算出がなされると、こういうふうになっております。従って、財源率の算定上は、その三つの要素があります

が、国家公務員共済組合の場合は四分五厘であります。四分五厘であります、私立学校教職員共済組合の予定利率が五分五厘と、こういうことになっておりますので、片一方は四分五厘で計算し、片一方は五分五厘で計算するということになっております。そういうことでありますので、もしも国家公務員共済組合の方の四分五厘というものを五分五厘というふうな予定利率で計算いたしますと、現在国庫補助率が百分の十であります、百分の五ぐらいいでも落ちるということでございますが、蓄積資本の予定利率が四分五厘より五分五厘にかりに上げたということになれば、それだけ蓄積資本の利息がふえますから、国庫補助が今百分の十でありますけれども、百分の五ぐらいいでも間に合う、こういうことであります。逆に私立学校教職員共済組合の方の予定利率は五分五厘でございますから、その方から見ると、四分五厘の場合よりも蓄積資金の利息が多いものですから国庫補助の方へはみ出し、国庫補助は百分の十でありますけれども、これが同じように四分五厘と

十五にしてもいいのじゃないか、こういうふうな、これはこのかりに四分五厘と五分五厘とを比較していけばそういうふうになる、こういうことであります。

第五は公立学校教職員の掛金算出基礎は基本給、本法にかけております。その月額平均は一万六千三百二十円でございまして、これは本法に対して掛金がかかっているのではありません。私立学校の教職員はこれは標準給与というものがあつたが、その標準給与の月額平均が一萬一千八百九十七円ということになっていましてあります。でありますので、公立学校教職員の掛金よりも私立学校の教職員の掛金の方が表面的には安くなつていまして、私立学校教職員組合の方は標準給与というものは、まあ勤務地手当とか、超勤手当というふうなものも含めたものを大体見ているのであります。で、公立学校の教職員の方は本法だけであります。でありますから、本俸でなく本俸に勤務地手当とか超勤手当とか、そういうものを加えたものに対しての掛金率ということになれば、公立学校の教職員の掛金負担率よりもむしろ私立学校の教職員の負担率の方が高くなる、掛金の負担が高くなる、こういう数字が出ていますのであります。そういう事情から見ても、国庫補助の方を五割だけ上げただけではないか、これが第五であります。

第六は公立学校の教職員の大部分は恩給法の適用を受けて長期給付を受ける組合員は助教諭、備人のみであります、私立学校教職員共済組合の給

付は大学の学長より幼稚園の保母に至るまで適用を受けますので、教育基本法第六條第二項の趣旨から考えても、百分の十を百分の十五に上げた方が適当ではないか、こういうふうなことであります。なお十分ないことにつきましては御質問によりましてお答えいたしたいと思ひます。

○雨森常夫君 五ですけれども、もう一ぺんお伺いしたいと思ひます。わがらのです。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 公立学校教職員の掛金の算出の基礎が本俸だけあります。それから私立学校の教職員の掛金の算出の基礎は標準給与という表がありまして、総収入に近いものであります。そういうことでありますので、もしも公立学校教職員の掛金を本俸だけでなく、勤務地手当とか超勤手当とか、その他の手当を合わせたものの、大体二割から三割ふえるわけですが、その含めたものに対しての比率を考へますと、今の掛金の比率よりも安くなるわけですが、比率からいいますと、本俸だけに掛けたものでなくて本俸に加える二割から三割ののにかけるから、公立学校の教職員の掛金率は本俸でなく、本俸に加える諸手当の基本に比較すると比率が低くなる。で、表面的に見ると本俸に対して掛けるのと標準給与に掛けるものでありますので、私立学校の教職員の今の掛金の率は高いのです。高いのです、そういう本俸以外の諸手当までも含めたものと比較すれば私立学校の教職員の掛金率は相当高くなつていて、それを軽減する意味におきまして

も百分の十を百分の十五にしたい、こういうことであります。

○雨森常夫君 わかつたような気もするのですけれども(笑)、この数字を見ますと、公立学校の方は月額基本給のみであった一万六千円と私立学校の方は諸手当を加えたもので一万一千円と、そう書いてあるものだから、この数字は間違いないと思ひます。がけれども、何だかこう逆のような気がして頭が混乱するのですが、この数字はここに書いてある通りの諸手当を加えて私立学校の方は一万一千円ということなんです。これはどういふことなんでしょうか。これはどういふことなんでしょうか。これはどういふことなんでしょうか。これはどういふことなんでしょうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 雨森さんのおっしゃる通りなんです。諸手当を含めて一万一千八百九十七円、片一方の一万六千三百二十円というものは本俸であります。こういう数字が出ています。わけです。

○堀末治君 雨森君同様よくわからないのですが、われわれよく知りませんが、もうかるものだといっているのです。が、もうかる学校経営をやつておつて教職員に対する給与は公立学校よりこんなに差があるのですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 学校経営をしていくわけではございませんから十二分な御答弁はできません。思ひます、非常に教職員の給与は、私立学校の教職員の給与は公立学校の給与より低い、こういう統計が出ております。○堀末治君 私立学校全体ですか。この中に私立学校として入っているのも

入っていないものもあるのじゃないですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私立学校教職員共済組合に加入している学校数を申し上げます。総数で四千八百二十一校あります。その内訳は大学が八十五校、短期大学が百七十四校、高等学校が八百二十八校、私の方の統計で八百二十八校になっております。中学が六百八十七、小学校が百六、幼稚園が二千五百九十、盲聾学校が三、各種学校が三百四十八、こういうふうな数字になっております。

○政府委員(小林行雄君) 私の方で補足して申し上げるのはいかかと思ひますが、ただいま赤城議員の方から御説明がございましたように、学校数は申しますと、幼稚園の数が非常に多いのであります。それから組合員数から申しましても総体が約六万、五万九千三百という数字でございますが、そのうちの一万四千以上が幼稚園の先生ということになっております。幼稚園の先生は、まあ中には非常に給与の多いものもございますけれども、大体におきまして非常に給与が低いために、従つてこの標準給与の平均月額というものがかなり低くなつておる、こういう実情でございます。

○堀末治君 そうするとこれは私立学校全部ではないのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは現在強制加入になったおりませんので、たとえば大学におきましても、東京の中等有力な大学でこの私学共済組合に入つておらない、単独組合で健康保険なりあるいは厚生年金の方に入つておるといふものもあるわけでございます。

○堀末治君 そうすると、これはこの中に入らないのはどのくらいあるかわかりませんか。大学が幾つ。今度のこの法律の適用を除外されるものは。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私の方の調べた統計によりますと、未加入の学校は短大で一つ。

○堀末治君 大学から一つ、大学はないのですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 短大が一つ。高等学校が十一、幼稚園が四百七、各種学校が八、合計で四百二十七、こういうふうになっております。

○堀末治君 今の、大学がないというのですが、早稲田とか慶応なんかが入つておらないのか、この大学が入つておらないのか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 今の間違ひしました。取り消します。未加入は大学で三十六です。大学三十六、短大が十二、高等学校が二十一、中学が十四、小学校が八、幼稚園が二十七、各種学校が五、さっきの数字は間違ひでありましたので取り消します。

○堀末治君 合計幾つですか、入っていないのは。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 百三十三になります。

○堀末治君 これは一体入らないのはどういうわけか。いつは入つておらないのですか。

○政府委員(小林行雄君) 私学関係の社会保険制度ができましたときに選抜加入で、たとえば健康保険に残りたいもの、厚生保険に残りたいものは残つてもよろしいという法律の規定になつておりますので、そちらの方が有利であると考えたものはそちらの方に

残つておる現状でございます。

○堀末治君 雨森さんと同様私も疑問を持つたのですが、総平均が非常に低いのですが、これは何ですか、これで見るといふと、幼稚園あたりが非常に多いものだからこんなことで一人あたりの平均額が下つちやう、実はこう思ふのですが、今のこの大学あたりで、入つておらないこの三十六の学校の今の基本給与は公立学校と比べていいですか、悪いですか。大学といわず、短大といわず、高校といわず、中学といわず、これに入らない連中の大体給与の平均は公立学校よりいいですか、悪いのですか。

○政府委員(小林行雄君) これは一がいに申せないと思ひますが、大体の数字を比較いたしますと、最近の調査によりますと、たとえば早稲田、その他の大学と国立の大学等と比較しますと、最近では必ずしも私学の方がいいとはいへない状況になつてきておるのじゃないかと思ひます。

○安部キミ子君 この法案は大体皆さん了承しておいでになると思ふのですが、衆議院の方でも全会一致で通つておりますから、それでこの趣旨がよくわかれば御賛成いただけると思うのですが、まだお互ひにややつこしい厚生年金の何分のなんぼということがどうも腹入りしないというがほんとうじゃないかと思ひます。もっと具体的にわかるように御説明を一つ簡単にしたいだきたいと思ひます。

○委員長(佐藤謙造君) 委員長から申し上げますが、こういう点と、御不明の点を指摘して御質疑願うと大へん答弁するものとしてはいいと思ひます。

また同じことを繰り返しますか、もし何んだつたら速記をとめていたしましようか。

午後三時五十三分速記中止

午後四時十七分速記開始

○委員長(佐藤謙造君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

七月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月三十日)

一、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(案)(予備審査のための付託は七月二十一日)

一、静岡県掛川市に国立天文台設置の請願(第二六五二号)

一、へき地勤労青少年教育のための電波通信高等学校開設に関する請願(第一六七七号)

一、学校保健法制定に関する請願(第一六八七号)

第一六五二号 昭和三十年七月十九日受理

静岡県掛川市に国立天文台設置の請願

請願者 静岡県掛川市長 鈴木 理一郎外一名

紹介議員 小林武治君

る掛川市栗ヶ岳には超短波無線中継所が設置されており、また東京からの距離が近いので中央との連絡が容易であるばかりでなく、当候補地点までの道路も完備されて建設資材の運搬に便利であり、かつ地味もにおいては建設に当り得る限り協力する用意があるから、国立天文台建設地を掛川市に決定せられたいとの請願。

第一六七七号 昭和三十年七月二十日受理

へき地勤労青少年教育のための電波通信高等学校開設に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡笹岡村 大日原日本真生会内 三浦義男外七名

紹介議員 西川弥平次君

高等学校の増設が財政的に不可能である現在、毎年中学校卒業生中高校に進学できない約六十パーセントの少年のため、新たに教育放送局を設置し、「電波による通信高等学校」を開設し、現行高等学校通信教育の解明講義を一定の授業時間表に従い高等学校教室に講義に準じてこれと同程度同時放送し、受講生は全国如何なるへき地でもラジオ受信機により受講でき、またこれにより単位も得られるよう措置せられたいとの請願。

第一六八七号 昭和三十年七月二十日受理

学校保健法制定に関する請願

請願者 愛知県豊橋市手間町二七 横田豊治外二十一

名

紹介議員 吉田萬次君

学校保健推進の原動力となる生徒の保健
 に対する法規は、そのほとんどが、戦
 前に制定されたものであり、新教育の
 意図するところに即応せず、はなはだ
 不完全なものであるから、新教育の精
 神による学校保健の振興対策として、
 (一) 学校保健の意義を明確にするこ
 と、(二) 健康指導の目標、方法、指導
 者の責任等を明確にすること、(三) 学
 校保健委員会の目的、設置、構成、運
 営等について明確にすること、(四) 就
 学前身体検査の実施の主体を明確に
 し、その実施の適正を期すること、
 (五) 都道府県及び市町村単位の学校保
 健審議会を設置すること、(六) 学校保
 健に関する国、都道府県、市町村等
 において予算的措置を講ずること等を規
 定した法的措置を講ぜられたいとの請
 願。

昭和三十年七月三十日印刷

昭和三十年八月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局